二　水中用に特に設計又は改造した、幅が三五ミリメートル以上のフィルムを用いる静止画を撮影する写真機であって、オートフォーカス機能又はリモートフォーカス機能を有するもの
三　水中用に特に設計又は改造したストロボ法を用いた照明装置であって、一回のフラッシュ当たりのエネルギーが三〇〇ジュールを超えるもの
四　水中用のカメラ装置（第一号又は第二号に該当するものを除く。）
五　水中における活動用に設計した装置（第一号から第四号まで又は第八号から第十一号までのいずれかに該当するものを除く。）
六　船舶（ゴムボートを含む。）及びその部分品
七　船舶用のエンジン及びその部分品
八　自給式の水中呼吸用具及び関連装置（第十一号に該当するものを除く。）
九　救命胴衣、インフレーションカートリッジ、コンパス、ウェットスーツ、マスク、フィン、ウェイトベルト及び潜水用コンピュータ
十　水中用の照明装置（第三号に該当するものを除く。）
十一　エアーシリンダーに充塡するために設計したエアコンプレッサー及びろ過装置
十二　船舶用のボイラーであって、次のいずれかに該当するもの
イ　炉の容積一立方メートル当たりの一時間の最大発熱量が七、〇七九、二〇〇キロジュール以上となるように設計したもの
ロ　一時間の最大蒸気発生量をボイラーの乾燥重量で除して得た数値が〇・八三以上となるように設計したもの
十三　第十二号に該当する船舶用のボイラーの主要な部分品及び附属品

第二十七条　輸出令別表第二の三第二号オに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　トラック、トラクター及び自動車用のディーゼルエンジンであって、キロワットに換算した連続制動馬力が二九八以上のもの
二　装輪式のトラクターであって、積載量が九トン以上のもの並びにその主要な部分品及び附属品
三　トラクターであって、後輪の車軸の数が一又は二のもののうち、一の軸にかかる荷重が九トン以上のもの及びその主要な部分品

第二十八条　輸出令別表第二の三第二号クに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　軍用機のうち、軍事作戦のために特別に装備又は改造していないものであって、次のいずれかに該当するもの
イ　レシプロエンジンを使用した輸送機
ロ　六〇〇馬力未満のレシプロエンジン又はターボプロップエンジンを使用した練習機
ハ　レシプロエンジンを使用した多目的機
ニ　連絡機
ホ　レシプロエンジンを使用した偵察機
二　航空機（第一号に該当するものを除く。）
三　航空機用のガスタービンエンジン及びその部分品
四　航空機の部分品（第三号又は第五号に該当するものを除く。）
五　航空機用の与圧呼吸機器及びその部分品

第二十九条　輸出令別表第二の三第二号ヤに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、落下傘（可導式落下傘及びパラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置とする。

第三十条　輸出令別表第二の三第二号マに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、振動試験装置及びその部分品とする。

第三十一条　輸出令別表第二の三第二号ケに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　ガスタービンエンジンのブレードの肉厚を測定するために機械的方法以外の方法を用いて自動化した装置
二　レーザー加工、ウォータージェット加工、電解加工又は放電加工により貨物等省令第二十五条第三項第二号ルで規定する穴あけ加工を行うための工具、治具及び測定装置
三　セラミック製のコアを溶解除去する装置
四　セラミック製のコアの製造用の装置及び工具
五　セラミック製のシェル用のろう型を製作する装置
六　セラミック製のシェルの脱ろう及び焼成装置

第三十二条　輸出令別表第二の三第二号フに掲げる貨物であって、経済産業大臣が省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　アルキル化装置（第十五号に該当するものを除く。）及び異性化装置
二　多環芳香族炭化水素製造装置（水素化脱アルキル装置又はベンゼン製造装置を含む。）
三　原油常圧蒸留装置
四　接触改質装置及び接触分解装置
五　遅延コーカー
六　フレキシコーカー
七　重油脱硫装置用の加熱炉
八　重油脱硫装置用の加熱炉用の容器
九　水素化精製装置（水素化脱硫装置を含み、第十号に該当するものを除く。）
十　ナフサ水素化精製装置
十一　重合装置
十二　アミンスクラビング装置（酸性ガス除去装置又はアミンガス処理装置を含む。）、硫黄回収装置、テールガス処理装置
十三　溶剤脱れき装置
十四　硫黄生産装置
十五　硫酸アルキル化装置及び硫酸再生装置
十六　熱分解装置（第五号又は第六号に該当するものを除く。）
十七　トランスアルキル化装置（不均化装置を含む。）
十八　ビスブレーカー
十九　減圧残油水素化分解装置

附　則

この省令は、令和四年三月十八日から施行する。

○経済産業省令第十六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第一条第二項及び第二条第一項の規定に基づき、輸出貿易管理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十五日　　経済産業大臣　萩生田光一

輸出貿易管理規則の一部を改正する省令

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「輸出承認申請書（」の下に「同項第一号の三から第一号の七までのいずれかに該当する場合にあっては、別表第一の二の二で定める様式による輸出承認申請書」を加える。

第一条第一項第三号中「輸出許可・承認申請書」の下に「（同項第一号の三から第一号の七までのいずれかに該当する場合にあっては、別表第一の三の二で定める様式による輸出許可・承認申請書）」を加える。